

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年12月5日
【会社名】	株式会社ケイブ
【英訳名】	CAVE Interactive CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長・CEO 高野 健一
【本店の所在の場所】	東京都目黒区上目黒2丁目1番1号
【電話番号】	03-6820-8176
【事務連絡者氏名】	常務取締役・CFO 菊地 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区上目黒2丁目1番1号
【電話番号】	03-6820-8176
【事務連絡者氏名】	常務取締役CFO 菊地 徹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 209,963,300円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	112,100株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 平成29年12月5日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	112,100株	209,963,300	104,981,650
一般募集			
計（総発行数）	112,100株	209,963,300	104,981,650

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は104,981,650円であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,873	936.5	100株	平成29年12月22日（金）		平成29年12月22日（金）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照下さい。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、本株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日以内に後記払込取扱場所へ金銭を払い込むものとしたします。

4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約が締結されない場合には、第三者割当増資は行われなないこととなります。

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ケイブ 経営企画部	東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 高田馬場支店	東京都新宿区高田馬場一丁目27番7号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
209,963,300	12,000,000	197,963,300

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、変更登記費用、その他手数料等となります。

## (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額197,963,300円につきましては、次のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
「ロード・オブ・ダンジョン」プロモーション費用	150	平成29年12月～平成30年5月
海外タイトルの獲得費用	47	平成29年12月～平成30年5月

- (注) 1. 上記の使途及び金額は、現時点での当社のプロモーション及び海外タイトル獲得計画を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社がプロモーション及び海外タイトル獲得計画を変更した場合あるいは事業環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、プロモーション及び海外タイトル獲得が順調に進捗した場合を前提としております。  
 2. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金で運用する予定であります。

## ・「ロード・オブ・ダンジョン」プロモーション費用

当社は「第3 第三者割当の場合の特記事項」において記載するとおり、韓国において開発されたタイトル「ロード・オブ・ダンジョン」を平成29年11月28日に日本国内においてリリースいたしました。

「ロード・オブ・ダンジョン」は、iOSやAndroidで作動するスマートフォンネイティブゲーム（注）です。自分の拠点である村周辺の「探索」によってエリアを広げて領地を拡大し、発見したダンジョンで「バトル」をすることでモンスターを捕獲します。発見したダンジョンは「経営」することができるようになり、捕獲したモンスターはダンジョン内に配置できるようになります。拠点である村の周辺に「経営」できるダンジョンを増やすことにより、他のユーザーが村を訪れる機会が増え、アイテム販売などの収入を得て村を拡張していきます。このように「ロード・オブ・ダンジョン」は、これまでの日本国内におけるロールプレイングゲームやシミュレーションゲームに無かった、ダンジョンを「経営する」という新しいゲーム性を持っております。

当該タイトルの日本市場に向けた、主にインターネットを活用した6カ月間のプロモーション費用として150百万円を見込んでおります。

(注) 「スマートフォンネイティブゲーム」とは、スマートフォンにゲームソフトをダウンロードしてプレイするゲームをいいます。

## ・海外タイトルの獲得費用

当社は「第3 第三者割当の場合の特記事項」において記載するとおり、「ロード・オブ・ダンジョン」以外の海外企業開発のタイトルを継続的に獲得し、日本国内において配信が出来るよう、海外企業との交渉を進めて

おります。その第2弾目となる海外タイトルの獲得費用(契約金・ローカライズ等)として47百万円を見込んでおります。

以上の施策を目的に、当社は平成29年12月5日、割当予定先に対する第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)を決定致しました。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	SAMURAI&J PARTNERS株式会社
	本店の所在地	大阪市北区西天満四丁目11番22号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第21期 (自平成28年2月1日至平成29年1月31日) 平成29年4月28日に近畿財務局長に提出  四半期報告書 第22期第2四半期 (自平成29年5月1日至平成29年7月31日) 平成29年9月13日に近畿財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

## c. 割当予定先の選定理由

( ) 資金調達の主な目的、背景

当社は、平成6年6月の設立以来、「ケイブが創ると未来はもっと楽しくなる。」というコンセプトの下、コンシューマーゲーム（注1）、モバイル公式コンテンツ（注2）、PCオンラインゲーム（注3）、モバイルブラウザゲーム（注4）、スマートフォンネイティブゲーム等、多くの方々楽しんでいただくコンテンツ作りに邁進してまいりました。

その間、当社は、時代の変化に常に迅速に適応し、特に近年ではスマートフォンやパソコンの普及により、オンライン上で手軽にアクセスできるコンテンツ提供に注力してきております。その結果、現在はオンライン上で提供するコンテンツの売上高が全体の約100%を占めており、「オンラインエンターテインメント企業」としての地歩を固めつつあります。

当社が現在注力しているスマートフォンネイティブゲームの日本市場は、スマートフォンの普及に伴い急激に拡大したことから、収益機会を求めて多くの企業が参入し、多数のゲームが競合する厳しい環境となっております。また、このような市場環境下において、高いクオリティのゲームを制作するための開発費用が高騰するとともに、競合する多数のゲームの中から、自社のゲームの発見率を向上させるために多額の広告宣伝費が必要となります。スマートフォンネイティブゲームは移動中や隙間時間のほか、テレビを視聴しながらでもプレイが可能であり、ヒットタイトルの多くは、多額の費用を投じてテレビCMなどのマス媒体による露出を行っているところです。

当社は、平成27年4月に「ゴシックは魔法乙女」のサービスを開始しております。当社は、創業以来アーケードゲーム（注5）やコンシューマーゲーム向けに主としてシューティングゲームを提供してきており、「ゴシックは魔法乙女」も当社が制作したシューティングゲームであることから、リリース直後から順調に売上を伸ばし、平成29年5月期においては、当社全体の売上高の80%以上を占めるまでに至っております。

もっとも、「ゴシックは魔法乙女」も、リリース後2年半が経過しており、同種のゲームが続々と市場に投入されている環境においては、今後も一から各ゲームを開発して市場に供給することだけに注力していると、現在の売上又は利益を継続的にあげることは容易ではないと考えております。

また、「ゴシックは魔法乙女」のみをヒットタイトルとして育てるだけでは、当社の事業は「ゴシックは魔法乙女」の今後の売上に大きく依存することになってしまい安定しませんし、「ゴシックは魔法乙女」のヒットも永続的に続くものではありません。そのため、当社としては、これと並行して新規タイトルを開発し、次のヒットタイトルを育てる準備を継続的に行うことが必要不可欠であります。

しかし、昨今の競争環境が厳しい日本のゲーム市場において、一から新規タイトルの開発を行い、クオリティの高いゲームをリリースすることは、多くの時間と多額の開発費を要します。さらに、時間と費用をかけて開発したとしても、これがヒットするか否かは確実ではなく、多くの不確実性を有することになります。

そこで、当社は、昨今著しく開発クオリティの上がっている、海外企業開発タイトルを日本国内市場へ投入する為の海外パブリッシュ案件を第2の柱にするべく活動をしており、第一弾として韓国において開発されたタイトル「ロード・オブ・ダンジョン」の日本国内における配信権を取得し、平成29年11月28日にリリース致しました。「ロード・オブ・ダンジョン」は、iOSやAndroidで作動するスマートフォンネイティブゲームです。自分の拠点である村周辺の「探索」によってエリアを広げて領地を拡大し、発見したダンジョンで「バトル」をすることでモンスターを捕獲します。発見したダンジョンは「経営」することができるようになり、捕獲したモンスターはダンジョン内に配置できるようになります。拠点である村の周辺に「経営」できるダンジョンを増やすことにより、他のユーザーが村を訪れる機会が増え、アイテム販売などの収入を得て村を拡張していきます。このように「ロード・オブ・ダンジョン」は、これまでの日本国内におけるロールプレイングゲームやシミュレーションゲームに無かった、ダンジョンを「経営する」という新しいゲーム性を持っております。まずは、当該タイトルを日本市場におけるヒットタイトルに育てるべく、プロモーション活動に注力することが必要と考えております。

また、これに引き続き、「ロード・オブ・ダンジョン」以外の海外企業開発のタイトルを継続的に獲得し、日本国内において配信が出来るよう、海外企業との交渉を進めております。

海外企業開発タイトルの獲得及び日本国内における成功には、日本マーケットにあわせたプロモーション、ローカライズ・カルチャライズが必須であり、これらに多額の費用を要します。また、海外企業開発タイトルを獲得するタイミングは難しく、時機を見て迅速に獲得して、速やかに日本市場に投入することが必要であるため、獲得の為の費用を常に用意していなければなりません。この点において、ご理解頂いた割当予定先に本第三者割当増資をお引き受け頂く事により、海外パブリッシュ案件を収益の第2の柱に出来ると考えております。

- (注) 1. 「コンシューマーゲーム」とは、家庭用ゲーム機器とゲームソフトでプレイするゲームをいいます。  
2. 「モバイル公式コンテンツ」とは、携帯電話の通信キャリアやゲーム運営会社が運営するサイトにおいて提供される、ゲームソフト、音楽配信、占い等の情報配信等のコンテンツをいいます。  
3. 「PCオンラインゲーム」とは、パソコンを利用した「オンラインゲーム」をいいます。「オンラインゲーム」とは、インターネットに接続してユーザー同士がコンピュータネットワーク上でプレイするゲームをいいます。  
4. 「モバイルブラウザゲーム」とは、携帯端末機器(フューチャーフォン及びスマートフォンを含みます。)を利用する「ブラウザゲーム」をいいます。「ブラウザゲーム」とは、ゲームソフトやアプリケーションをダウンロードすることなくインターネットに接続してブラウザ(Webページを閲覧するソフト)上でプレイするゲームをいいます。  
5. 「アーケードゲーム」とは、業務用ゲーム機械でプレイするゲームをいいます。

#### ( ) 具体的な施策及び割当先の選定理由

上記「( ) 資金調達の主な目的、背景」に記載したとおり、当社は、現在の経営環境及び財政状態に鑑み、資金面が喫緊の課題であるところ、現在までに様々な資金調達方法の検討を行ってまいりました。平成29年7月頃に当社顧問の紹介により割当予定先から投資を目的とした出資の提案がありましたが、当社内で事業展開や資金需要に関する様々な検討を続けていたため実施に至りませんでした。しかし、平成29年10月頃に、当社から割当予定先の意向を改めて確認したところ、割当予定先より投資を目的とした出資のご提案が再度あり、当社が進めようとしている海外パブリッシュ案件における費用面の確保において最適なタイミングであり、かつ当社の事業戦略にご賛同頂け、両社のニーズが合致したため、本第三者割当増資を実施することとなりました。

#### ( ) 本第三者割当増資を選択した理由

当社取締役会における本第三者割当増資と他の資金調達の手段との比較検討結果については、次のとおりです。まず、間接金融(銀行借入及び社債)による資金調達は、当社の事業内容が、スマートフォンネイティブゲームという多数の競合他社が存在する市場であり、開発費や広告宣伝への先行投資資金を確実に回収できるかどうか不明確な状況であることから、事実上調達が困難な状況にあります。

次に、直接金融による資金調達のうち、公募増資及び株主割当においては、多額かつリスクの高い開発資金及び広告宣伝費について出資者を広く募ることから、必要十分な引受先が集まらない可能性が高いこと、株式市場における需給が悪化し、株価下落の要因となる結果、当社の信用や事業に悪影響を及ぼす可能性があること、さらには調達に要するコストが第三者割当増資に比して高いことから、本第三者割当増資と比較して適切でない判断いたしました。

また、ライツ・オファリングにおいては、ノンコミットメント型と、当社と金融商品取引業者とで元引受契約を締結するコミットメント型のものがありますが、コミットメント型は、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストが高くなることが予想され、また、ノンコミットメント型には上記と同様に、既存株主の参加率が不透明であるために資金調達の蓋然性確保の観点で問題があること、新株

予約権においては、第三者割当増資に比べて資金の調達時期が不安定であることから、本第三者割当増資と比較して適切でないと判断いたしました。

以上より、当社取締役会は、本第三者割当増資による資金調達が最適と判断いたしました。

#### ( ) 株式貸借に関する契約

本第三者割当増資に際し、事前に当社代表取締役社長高野健一と割当予定先の間で、株式消費貸借契約を締結しております。その株式消費貸借契約により、高野健一は当社の株式13万株を割当予定先に貸し付けており、割当予定先によれば、平成29年12月6日から払込期日の前日であります12月21日までの間に、法令又は東京証券取引所の定めるルール の範囲内で、貸借した株式の全部又は一部を市場で売却することを予定しているとのことです。

貸借した株式13万株については、本第三者割当増資にて割り当てた株式及び市場で買い戻した株式にて弁済期日であります平成30年1月5日に返却される予定です。

#### d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 112,100株

#### e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先との協議の中で、割当予定先が本第三者割当増資により取得する当社株式について、経営権の獲得等の目的ではなく、純投資目的であること、また、売却に際しては、東京証券取引所の定める譲渡の報告等に関するルールその他の法令諸原則を遵守することを口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当増資により発行される当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

#### f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、本第三者割当増資の資金は手許現預金でまかなう旨の説明を受けています。なお、当社は、割当予定先が平成29年9月13日付けで公表している平成30年1月期第2四半期報告書に含まれる四半期連結貸借対照表において、平成29年7月31日時点の現預金が445,968千円であることを確認しており、本第三者割当増資の払込みに必要かつ十分な現預金を有しているものと判断しております。

#### g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先より、反社会的勢力等とは一切関係がないことの説明を受けております。また、割当予定先は東京証券取引市場JASDAQ(グロース)上場会社であり、当社は、割当予定先が東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書において、反社会的勢力等と一切の関係を持たず、これらの活動を助長するような行為を行わないことを基本方針としている旨記載されていることを確認しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資における発行価格については、割当予定先との協議を踏まえ、当社取締役会は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成29年12月4日。以下「基準日」といいます。)の東京証券取引所における当社株式の終値を基準とし、かかる値から8.99%(小数点以下第3位を四捨五入しています。以下、ディスカウント率又はプレミアム率の計算において同様に計算しております。)のディスカウントである1,873円といたしました。

本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としたのは、直近の株価を基準とすることが当社の企業価値を最も適正に反映していると判断したためです。当社は、当社株価のボラティリティの大きさ及び本第三者割当増資により生じる希薄化等を総合的に勘案し、割当予定先との協議の上、8.99%のディスカウントをすることを決定いたしました。

割当予定先からは、当社の事業戦略及び将来性について一定の理解をしてもらっているものの、業績の回復が遅れていること、新規タイトルのプロモーション及び海外タイトルの獲得を今後積極的に行っていく予定であること等から、株価下落リスクもあり、ディスカウント価格で引き受けることにより株価下落損失を最小限としたい旨の提案を受けました。当社としては、既存株主の皆様様の株式の希薄化を最大限防止するべく、割当予定先と交渉を重ねましたが、当社の財務状況を改善して、新規タイトルへのプロモーション費用及び海外タイトルの獲得費用を調達することが当社にとって急務であり、これを実現することが企業価値の向上及び既存株主の皆様様の利益に繋がると考え、上記のディスカウント価格で本第三者割当増資を実行することといたしました。

当該価格は、東京証券取引所における当社株式の基準日以前1ヶ月間の終値平均である1,823円(円未満四捨五入。以下、終値平均の計算において同様に計算しております。)に対して2.74%のプレミアム、基準日以前3ヶ月間の終値平均である1,747円に対して7.21%のプレミアム、基準日以前6ヶ月間の終値平均である1,611円に対して16.26%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」では、第三者割当増資の発行価額は原則として取締役会決議日の直前営業日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であるべきこととされているところ、この発行価額は、当該指針に準拠するものであり、特に有利な払込金額に該当しないものと判断しております。

なお、当社監査役3名(社外監査役2名)全員からは、[上記払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な価値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利な払込金額には該当せず、適法である]旨の意見を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により発行される株式数112,100株(議決権数1,121個)が、平成29年5月31日現在における当社の発行済株式数2,782,600株(議決権数27,826個)に占める割合は、4.03%(小数点以下第3位を四捨五入しています。以下、割合の計算において同様に計算しております。)であり、当該割当数量に係る議決権の総議決権数に占める割合は4.03%となり、一定の希薄化が生じます。

一方で、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載したとおり、当社が本第三者割当増資によって得た資金を、上記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」で記載した使途に用いることは、当社がスマートフォンネイティブゲーム市場で競争力を維持するために必要であり、かつ当社が「ロード・オブ・ダンジョン」のプロモーションを行い、海外タイトルを獲得するにあたり必須であることから、企業価値の最大化につながるものと判断しております。

したがって、本第三者割当増資の規模及び希薄化率は合理的であり、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。



## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する 所有議決権数 の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権数 の割合 (%)
高野 健一	東京都目黒区	236,100	8.48	236,100	8.16
株式会社大洋グローバル ビジネス	東京都千代田区霞が関三 丁目2番6号	200,000	7.19	200,000	6.91
SAMURAI&J PARTNERS株式 会社	東京都台東区駒形1丁目 3番16号			112,100	3.87
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目 6番1号	110,800	3.98	110,800	3.83
武藤 貴宣	千葉県千葉市美浜区	110,600	3.97	110,600	3.82
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川1丁 目14番1号	91,800	3.30	91,800	3.17
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場 町1丁目2番10号	62,000	2.23	62,000	2.14
CREDIT SUISSE AG (常任代理人 株式会社 三菱東京UFJ銀行)	1 RAFFLES LINK 05-02 Singapore 039393 (東京 都千代田区丸の内2丁目 7-1 決裁事業部)	40,000	1.44	40,000	1.38
日野 洋一	東京都目黒区	30,600	1.10	30,600	1.06
三輪 洋照	東京都渋谷区	30,000	1.08	30,000	1.04
計		911,900	32.77	1,024,000	35.38

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年5月31日現在の株主名簿上の株式数（総議決権数は27,826個）を基準としております。
2. 今回の割当予定先以外の株主の所有議決権数の割合については、平成29年5月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成29年5月31日現在の総議決権数（27,826個）に本第三者割当増資により増加する議決権数（1,121個）を加えた数（28,947個）で除して算出した数値であります。
4. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
5. 割当予定先は、本株式の保有方針について純投資であり、長期保有する意思を表明しておりません。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスク等について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第23期、提出日平成29年8月30日）及び四半期報告書（第24期第1四半期、提出日平成29年10月12日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年12月5日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成29年12月5日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第23期）提出日（平成29年8月30日）以降、本有価証券届出書提出日（平成29年12月5日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成29年8月31日提出臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成29年8月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年8月29日

##### (2) 決議事項の内容

議案 取締役5名選任の件

取締役として、高野健一、池田恒基、菊地徹、小尾敏仁、川口洋司の各氏を選任する。

##### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
議案 取締役5名選任の件					
高野 健一	14,892	124	0	(注)	可決 94.74
池田 恒基	14,897	119	0		可決 94.78
菊地 徹	14,879	137	0		可決 94.66
小尾 敏仁	14,885	131	0		可決 94.70
川口 洋司	14,883	133	0		可決 94.69

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

#### 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第23期)	自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日	平成29年8月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第24期第1四半期)	自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日	平成29年10月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

#### 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 8月29日

株式会社ケイブ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 阪 中 修指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 前 田 隆 夫

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケイブの平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケイブの平成29年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ケイブの平成29年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ケイブが平成29年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年10月12日

株式会社ケイブ  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 阪 中 修 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 前 田 隆 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケイブの平成29年6月1日から平成30年5月31日までの第24期事業年度の第1四半期会計期間(平成29年6月1日から平成29年8月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成29年6月1日から平成29年8月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケイブの平成29年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。